

平成30年度山形県看護職員修学資金修学生募集要項

本事業は、将来、山形県内において看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）として業務に従事しようとする看護学生に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、その修学を容易にし、県内における看護職員の確保及び資質の向上に資することを目的として実施します。
貸与を希望される方は、次の要項に従い、御応募ください。

1 貸与の対象者

貸与を希望される方は、次のすべてを満たしていることが必要です。

- ①現に県内又は県外の看護職員養成施設（通信制を含む。）に在学していること
（大学院は募集対象外）
※ただし5年一貫校については、専攻課程の学年から対象とします。
- ②卒業後、ただちに県内において看護職員の業務に従事する意思を有していること
- ③学業の成績が優秀であること。

2 貸与の額等

月額5万円とし、無利子とします。

3 貸与期間

平成30年4月分から、貸与を受ける者（申請者）の在学する看護職員養成施設の正規の最短修業年限の終期までとします。

4 募集人数

80名

5 募集期間及び提出先

(1) 募集期間

平成30年4月16日（月）から平成30年5月25日（金）17時（必着）

※郵送により提出してください。

(2) 提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部地域医療対策課 医師・看護師確保対策室

TEL 023-630-2258（直通）

※封筒の前面に朱書きで「看護職員修学資金貸与申込書在中」と記載してください。

※在学する看護職員養成施設での取りまとめは予定しておりませんので、貸与を希望される方は直接提出してください。

6 提出書類

(1) 山形県看護職員修学資金貸与申込書（山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則別記様式第2号）

連帯保証人は2名。うち1名は原則として申請者の父母又は親権者又は後見人とし、もう1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）としてください。
つまり、同一世帯から2名を連帯保証人とすることはできません。

(2) 申請者の在学証明書、戸籍謄本及び住民票

これらの証明書については、発行の日から2ヶ月以内のものを有効とします。

戸籍謄本は、戸籍全部事項証明とします。

住民票は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第5項に規定する「個人番号」（いわゆる、「マイナンバー」）が記載されていないものに限り、マイナンバーが記載されている場合、申請を受理しません。

(3) 家計収入に関する証明書

申請者の家計において家計の支持者（父母又は配偶者）及び申請者本人について提出することとし、次のいずれかを提出してください。いずれも対象者の名前と所得の記載があるものに限り、

ア 市町村発行の直近の課税証明書

課税状況及び所得を証明するもの。市町村によって証明書の名称が異なる場合があります。発行の日から2ヶ月以内のものを有効とします。

イ 直近の源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えの写し若しくは市町村民税申告書の写し

ウ 年金受給者の場合は、その額が分かる書類の写し（年金の源泉徴収票、支払通知書等）

エ 平成30年1月以降新たに就職又は転職した場合は、給与見込証明書（賞与含む）

現在の勤務先で、平成30年1月から12月までの給与見込証明書を作成頂き、余白に賞与の有無を明記してください。

(4) 連帯保証人の住民票

連帯保証人2名分提出することとしますが、(2)の申請者の住民票に記載されている場合は省略が可能です。マイナンバーが記載されていないものに限り、

(5) 学習成績を証明する書類

次のいずれかを提出してください。

ア 1年生の場合

【提出書類】卒業高等学校（准看護学校在籍者で高等学校卒業履歴がない者は中学校）における学習成績証明書

※卒業高等学校（又は中学校）の学習成績証明書が、学校の記録保管期限切れにより入手できない場合は、在籍する看護職員養成施設の長が証明する申請者の成績を評価する任意の書類を提出ください。なお、詳細についてはお問い合わせください。

イ 2年生以上の場合

【提出書類】在学する看護職員養成施設における前年度の学習成績証明書（編入の場合は、編入前に在学していた看護職員養成施設の学習成績証明書）

(6) 作文（理由書）

題名 「私が看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）を志したきっかけと看護職員として山形県内で勤務することを希望する理由」

字数 400字以内

※申請者（学生）が指定様式に自筆で記入すること。

7 応募書類の審査

御応募いただいた数が4に定める募集人数を上回る場合、選考を行います。選考にあつては、家計の状況や学習成績、卒後県内就業を希望する意欲等、提出書類の内容を総合的に勘案し、貸与者を決定します。

8 貸与の決定及び修学資金の交付時期

貸与申請の結果は7月下旬までにお知らせする予定ですが、遅れる場合もあります。貸与の決定、不決定に関わらず、申請があった方全員に結果を通知します。

貸与決定者は、県と契約書を締結することにより修学生とします。期日までに契約書等の必要書類を提出しない場合、修学資金の貸与を受ける権利を放棄したものとみなします。

(貸与決定者にはその都度、必要書類の提出を依頼します。)

修学資金の初回の貸与は4月から9月末までの6箇月分を9月末まで行う予定ですが、遅れる場合もあります。以降の貸与時期は、貸与決定者に別途通知します。

9 返還の免除要件

卒業後、看護職員の免許を取得し、直ちに山形県内の医療機関等に就職し、5年から7年間継続して看護職員または看護教員の業務に従事した場合、貸与した修学資金の返還を免除します。

返還が免除となるための従事期間は、勤務する施設の類型により異なります。

※返還が免除となる勤務施設及び免除となるまで必要な勤務期間

返済免除となる勤務施設	返済免除となる勤務期間
① 病床 200 床以上の病院	7 年間
② 病床 200 床以上のうち、精神病床が 8 割を占める病院	5 年間
③ 病床 200 床未満の病院	
④ 診療所	
⑤ 介護老人保健施設	
⑥ 介護医療院	
⑦ 訪問看護事業所	
⑧ 看護師等学校養成所	

10 返還

返還の免除要件を満たすことができなかった場合、直ちに一括又は貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦又は最長半年賦により返還しなければなりません。

具体的な例としては次のような場合です。

- ・ 中途退学した場合
- ・ 心身の故障、学業成績の不良その他の理由により修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合
- ・ 卒業後、1年以内に看護職員の資格を取得しなかった場合
- ・ 卒業及び看護職員の資格取得後、9に掲げる山形県内の施設に就業せず、1箇月以上経過した場合。
- ・ 返済免除となる勤務期間の満了前に、県外施設に就業した場合又は看護職員として従事しなくなった場合（業務による事柄につき従事できなくなった場合を除く）

11 提出書類の返還

提出書類は、貸与の審査結果に関わらず、お返しできませんので御了承ください。

提出書類確認表

貸与申請書の記入内容の不備又は提出書類の不足が認められる時は、申請自体を受理できない場合もありますので、提出前に再度御確認ください。

提出書類	対 象		家計の支持者
	申請者 (学生)	連帯保証人	申請者の父及び母 又は 申請者の配偶者
貸与申込書	○	—	—
住民票	○	○ ^{※1}	—
戸籍謄本（全部事項証明）	○	—	—
在学証明書	○ ^{※2}	—	—
家計収入に関する証明書 （源泉徴収票の写し等）	○ ^{※3}	—	○ ^{※4}
学習成績を証明する書類	○ ^{※5}	—	—
作文（理由書）	○	—	—

「○」必要 「—」不要

※1：連帯保証人2名分の住民票が必要です。ただし、申請者の住民票（謄本）を取得することで、連帯保証人の氏名・住所（同一世帯）が明らかになる場合、連帯保証人1名分の住民票は不要。

（例：世帯主である申請者の父を連帯保証人2名のうち1名とした場合。申請者の住民票（謄本）を取得することで、申請者の父（世帯主表記）の住所が明らかになる場合は、申請者の父分の連帯保証人としての住民票は不要。）

※2：在学する養成施設の長の証明が必要です。（養成施設の様式で可）

※3：申請者の収入状況を公的書類により確認するものですので、収入がゼロでも必要です。

※4：申請者の父及び母の両方（母子・父子家庭の場合は一方で可）必要です。収入状況を公的書類により確認するものですので、収入がゼロでも必要です。

申請者の配偶者分について、調停中等により配偶者の書類を得られない場合は、配偶者の書類を提出できない理由（任意様式）とそれを裏付ける公的書類の写しを添付してください。添付文書が不明な場合は、お問い合わせください。

※5：学習成績証明書は単なる通知表のコピーは不可です。在学する看護職員養成施設又は出身高等学校等の証明があるものに限り（原本）。

山形県看護職員修学資金の応募に関するQ & A

問 山形県内の出身ではありませんが応募できますか。

答 卒業後に山形県内の医療機関等に就業を希望される方であれば出身地は問いません。

問 山形県外の学校に進学していますが応募できますか。

答 卒業後に山形県内の医療機関等に就業を希望される方であれば進学地域は問いません。

問 山形県看護職員修学資金は、他の奨学金、修学資金との併用はできますか。

答 併用できます。申請書に併用する奨学金、修学資金を記載してください。

問 養成施設からの推薦状は必要ですか。

答 不要です。

問 現在、養成施設の3年生ですが応募できますか。

答 看護師等養成施設の新入生だけでなく、在校生も応募できます。

問 大学への編入者は応募できますか。

答 応募できます。

問 看護学校を卒業し、現在、助産師養成施設に在学していますが応募できますか。

答 応募できます。

問 看護系の大学院へ進学しましたが応募できますか。

答 大学院課程の修学生は募集していません。(大学院在籍者は応募できません。)

問 将来、保健師を目指していますが応募できますか。

答 応募できます。ただし、山形県看護職員修学資金の返還猶予及び返還免除施設は次のとおりですので、十分ご理解の上、応募してください。

- ①病床 200 床以上の病院②病床 200 床以上の病院のうち、精神病床が 8 割を占める病院
- ③病床 200 床未満の病院④診療所⑤介護老人保健施設⑥介護医療院⑦訪問看護事業所
- ⑧看護師等学校養成所⑨母子健康包括支援センター（助産師業務）⑩地域保健法第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村（保健師業務）

【山形県看護職員修学資金貸与条例第 9 条及び第 11 条参照】

問 准看護師養成所在学中に県看護職員修学資金の修学生でした。看護師養成施設に進学し、現在在学していますが、再度、修学生として貸与を受けることはできますか。

答 応募できます。ただし、進学後も必ず修学生として選考されるものではありません。

貸与決定後、申請書の内容が虚偽又は不正申告であることが判明した場合には、決定を取り消します。

(記入例)

貸与契約後に通知しますので、現時点では記入しないでください

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則 別記様式第2号

修学生番号

平成30年 4月27日

山形県知事 殿

この欄は「現在の居所（住まい）」に係る住所 ※住民票上の住所と異なって構いません。 ※郵便番号、アパート名・部屋番号まで記載すること。 ※当該住所に選考結果を通知します。

〒0000-0000 〇〇県△△市××町1-2-3 氏名 山形 花子 (記名押印又は署名)

この欄は「住民票上の住所」を記載すること。 ※郵便番号、アパート名・部屋番号まで記載すること。 山形県看護職員修学資金貸与申込書

次により、山形県看護職員修学資金の貸与を受けたいので申請します。

Table with columns for personal information, education, residence, family status, and guarantors. Includes fields for name, age, gender, school, address, phone, income, and guarantor details.

申請内容を確認する場合があります。必ず申請者本人の連絡先を記載すること。

保護者の連絡先を記載すること。

複数ある場合は、複数お書きください。

本人も含めて記載ください。欄が足りない場合は、この様式をもう一枚つけて頂き、記載ください。二枚目以降は他の項目の記載不要です。

添付頂く収入証明書等記載の収入金額（複数の項目がある場合、その合算）を記入ください

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者の在学証明書、戸籍謄本及び住民票
(2) 連帯保証人の住民票
(3) その他知事が必要と認める書類

申請者本人とは別居であっても、定例的に仕送りなどの事実があれば、生計が同じものと見なします。

私が看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）を志したきっかけと看護職員として山形県内で勤務することを希望する理由

養成施設	〇〇〇看護専門学校
学年	〇年
氏名	山形花子

- ・申請者(学生)が記入すること。
- ・400字以内とすること。
- ・黒のボールペンで記入すること。

山形県看護職員修学資金に関するお問い合わせ先

山形県健康福祉部地域医療対策課
医師・看護師確保対策室

電 話：023-630-2258 F A X：023-630-2301

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1